

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年9月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20220915	株式会社文化タクシー (法人番号 4400001005433) 代表者立花徳久	岩手県花巻市双葉町6番地2号	本社営業所	岩手県花巻市双葉町6番地2号	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	法第23条第3項、法第27条第3項	令和4年5月26日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任(解任)未届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第23条第3項)、(2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	1	1
20220921	文化タクシー株式会社 (法人番号 1420001006515) 代表者濱田幸一	青森県八戸市類家4丁目21番8号	本社営業所	青森県八戸市類家4丁目41番地7号	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	法第27条第3項	令和3年9月17日及び11月12日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	3	3
20220927	平和タクシー 株式会社 (法人番号 4380001015534) 代表者遠藤正文	福島県南相馬市原町区旭町1丁目26番地	本社営業所	福島県南相馬市原町区旭町1丁目26-1、26-2	文書警告	法第27条第3項	令和4年9月13日及び9月26日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(2)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第3項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。